

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 11 月 14 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

第 1 監査の概要

1 監査の期間

令和 4 年 9 月 1 日（木）から令和 4 年 10 月 31 日（月）まで

2 監査の対象

福岡ソフトウェアセンター

経済部 経済政策推進室

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、福岡ソフトウェアセンターに対し令和 3 年度に本市が交付した補助金について、出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施しました。

(1) 監査の主な着眼点

- ① 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ② 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ③ 補助金が補助目的以外に流用されていないか。また、補助条件は完全に履行されているか。
- ④ 精算報告は適切に行われているか。
- ⑤ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- ⑥ 出納関係帳票の記帳、保存及び整備は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ⑦ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取す

るなどの方法により、団体が実施する事務のうち飯塚市が補助金を交付している事務を対象として実施しました。

第2 団体の概要

1 設立目的

株式会社福岡ソフトウェアセンターは、地域産業発展の礎となる「高度情報処理技術者」の育成を第一使命として、平成4年に国・県・市・民間出資により、第三セクター方式で設立された。

「ヒトを育てる」「拠点をつくる」「事業を起こす」の三つの柱を基に、産・学・官のコーディネーターとして、21世紀の高度情報化社会を担う人材の育成と技術の向上、情報化の厳しくかつ激しい時代の流れのなかで、企業にとってこの情報化に対する「高度情報処理技術者」の育成や確保を図ることにより、その能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

2 事務所の所在地

飯塚市幸袋 526 番地 1

3 組織（令和3年7月1日現在）

役員等 26名（取締役 常勤3名・非常勤20名、監査役 非常勤3名）

4 主な事業

- ① 人材育成事業
- ② 実践指導事業（17室）
- ③ 開発斡旋事業

5 令和3年度の事業実績

売上高	515,204 千円
経常利益	38,076 千円
当期純利益	25,700 千円

第3 補助金交付額

【令和3年度 福岡ソフトウェアセンター補助金】 18,650,000 円

第4 監査の結果

計数上の誤りはなく、市から交付された補助金は確実に収納されており、支出も帳票類が整理され、関係書類の一部に不備があったものの、監査した事務は、概ね適正に執行されていると認められました。

今後とも、飯塚市補助金等交付規則等に基づいた適正な事務処理を行い、事業の公益性達成のため、より一層努力ください。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【経済政策推進室に対する指摘事項】

1 補助金交付要綱について（局長指摘事項）

福岡ソフトウェアセンター補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条では、補助対象経費として(1)社員の人件費、(2)人材育成に係る事業費、(3)その他、市長が特に必要と認める経費と定めている。

要綱には対象費目等の規定がないため、補助金実績報告兼概算払精算書に添付された令和3年度事業費明細には、人材育成に係る事業費として減価償却費、受講生の飲食用の茶菓子代が計上されていた。これらの経費を差し引いても補助金交付額を上回る支出があり、補助金交付に問題はないが、対象経費を明確にすべきと思料する。

また、補助金申請書及び実績報告書の添付書類は、福岡ソフトウェアセンターが行う事業全般に対する内容となっており、本補助金が事業費補助金か運営補助金かが曖昧で、事業が適切に実施されているかの判断ができない。

要綱及び提出書類の見直しを行うこと。